

地域社会と公害資料館

清水善仁

目次

はじめに

一、公害資料館とは何か

(一) 展示機能

(二) アーカイブズ機能

(三) 研修受け入れ

二、地域社会にとっての公害資料館

(一) 地域社会の記憶の継承

(二) 公害地域の再生への貢献

おわりに——「対話の場」としての公害資料館

要旨

本稿は地域社会における公害資料館の意義について論じるものである。そもそも公害資料館とは公害の経験を伝える施設や団体のことを指し、展示、

アーカイブズ、研修受け入れを主な機能としている。そこで、まずこれらの機能について具体的な事例をまじえて検討することで、公害資料館が地域社会に対してどのような役割を果たしているかを明らかにする。そのうえで、より包括的な観点から地域社会における公害資料館の意義を検討し、地域社会の記憶の継承と公害地域の再生への貢献という二つの論点を提起する。

はじめに

二〇一一年三月十一日の東日本大震災によって発生した福島第一原発事故について、公害研究者として著名な宮本憲一は「日本史上最悪の公害」と述べ、これを公害として位置づけている¹⁾。公害と聞くと、「四大公害」をはじめとする戦後高度成長期の社会問題として思い浮かべる向きはいまだ少なく、

またある時期には「公害は終わった」というキャンペーンが形成されたこともあったが、現在進行形の福島第一原発事故を公害と位置づけ、「公害は終わっていない」と指摘する宮本の認識には、今日における公害のあり方を考えるにあたって傾聴すべき点が多々含まれている。

さて、福島はもとより、公害は地域社会の多方面に大きな影響を与える。地域社会内部の対立の惹起や地域認識の変容、あるいは地域社会そのものの喪失という事態すらありうる。その意味で、公害から地域社会をとらえる視点は重視されなければならぬ。学術的な観点でいえば、これまでも公害を地域社会の文脈から分析した研究は多数なされてお²り、先述したような公害と地域社会をめぐる論点についての検討が様々な学問分野で深められてきた。³

そうした研究動向のなかで本稿が取り上げるのは、公害資料館という存在である。近年、公害発生地域を中心に公害の歴史や現状を伝える施設として公害資料館が設立され、そこでは多岐にわたる活動がおこなわれている。そうした公害資料館の活動が地域社会に果たす役割には看過できないものがあるが、公害資料館と地域社会との関係性という観点に立つてみると、個々の公害資料館の事例に即した検討がなされる一方で、それらの包括的な把握を試みた研究はそれほど多くない。そこで本稿では、先行する個別事例の研究にも学びながら、地域社会にお

ける公害資料館の意義について検討することとした⁴。

一、公害資料館とは何か

公害資料館について、法律や各種辞書類において明確な定義がなされたものは管見の限り見当たらない。そのため、公害資料館に対するイメージは、それぞれの館における諸活動の内容に起因して様々である。しかし、本稿の議論を進めるにあたり、公害資料館という存在について一定の輪郭を示しておいた方がよいと思われるので、ここでは公害資料館ネットワークの見解を紹介しておきたい。

公害資料館ネットワークは二〇一三年一月に結成された各地の公害資料館を中心とした連帯組織ともいべき存在で、二〇二二年の時点で二六の団体会員と多数の個人会員によって構成されている。一〜二年に一度のペースで公害資料館連携フォーラムというシンポジウムを開催し、各地の公害資料館の活動等が紹介されるとともに、資料や教育、企業といったテーマによる日常的な研究会活動もおこなわれている。⁴

この公害資料館ネットワークが二〇一六年に策定した「公害資料館ネットワークの協働ビジョン」のなかでは、公害資料館は次のような存在として提起されている。

<p>国【1】</p> <p>運営主体</p>	<p>国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター</p>
<p>地方自治体【8】</p>	<p>新潟県立環境と人間のふれあい館／新潟水俣病資料館／富山県立イタイイタイ病資料館／四日市公害と環境未来館／尼崎市立歴史博物館地域研究史料室／あまがさきアーカイブズ／北九州市環境ミュージアム／五島市カネミ油症被害資料展示コーナー／太田市足尾鉍毒展示資料室</p>
<p>学校【6】</p>	<p>熊本学園大学水俣病研究センター／熊本学園大学水俣病現地研究センター／熊本大学文書館／立教大学共生社会研究センター／法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ／宮崎大学土呂久歴史民俗資料室</p>
<p>民間団体（NPO含む）【11】</p>	<p>一般社団法人あがのがわ環境学舎／一般財団法人水俣病センター相思社水俣病歴史考証館／清流会館・（一財）神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会・イタイイタイ病対策協議会／みずしま資料交流館（あさがおギャラリー）／尼崎南部再生研究室（あまけん）／あおぞら財団付属西淀川・公害と環境資料館（エコミュージズ）／全国公害被害者総行動実行委員会／NPO法人足尾鉍毒事件田中正造記念館／アトリエ泉南石綿の館／原子力災害考証館 <i>furusato</i>／豊島のこころ資料館</p>

公害資料館とは、公害地域で、公害の経験を伝えようとしている施設や団体のことを指します。公害資料館の機能としては、展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れ（フィールドミュージアム）の3分野のどれかを担っており、必ずしもハードとしての建物の有無は問いません。また、運営主体についても国・地方自治体・学校・NPOなどがあり、公立／民間など様々な運営形態があります。したがって、各公害資料館の間には立場による運営方針や主張の違いがあつてもよいと考えています⁵⁾。

この提起で重要といえる箇所は、公害資料館が

「公害の経験を伝えようとしている施設や団体」であるという点である。そして、経験を伝えるための具体的な方法として「展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れ（フィールドミュージアム）」という三つの機能があるといえよう。これらの機能については後に述べる内容として、提起の内容をさらに確認していくと、公害資料館の運営主体についても触れられている。「公立／民間など様々な運営形態」があると述べられているが、現在ネットワークに加盟している二六の団体を運営主体別に整理すると次のようになる。

このように、国を除いていずれかの運営主体が突

公害資料館

出して多いという状況ではない。しかしそれだけに、様々な立場からの参加は公害をめぐる見解や主張に違いがあらわれる懸念もありえよう。だからこそ協働ビジョンでは「立場による運営方針や主張の違いがあってもよい」と明記されている。この言葉からは、このネットワークが「緩やかな」連帯組織を志向していることがうかがえる。あわせて、ネットワークに加盟している団体が、水俣病、大気汚染、原子力災害、アスベスト等、個別の公害に限定・集中していないことも特徴である。

では、ここで先述した公害資料館の機能について取り上げてみたい。これらの機能を具体的な事例を交えつつ検討することで、公害資料館がどのような存在であるかをより深く理解することができるからである。

(一) 展示機能

公害資料館における展示の多くは、当該地域で発生した公害をその発生からの推移そして現在にいたる過程を各種資料や証言を用いて構成しているものである。先に示した公害資料館のすべてが展示機能を有しているわけではないが、いわゆる「四大公害」地域に設立された地方自治体立の公害資料館では、いずれもたいへん充実した展示がおこなわれている。水俣市立水俣病資料館では常設展示室と企画展示室が併設され、常設展示は「『魚湧く海と大企業』

「Ⅱ水俣病の発生・拡大」「Ⅲ水俣病の被害と補償」「Ⅳ水俣からあなたへ」の四つのコーナーによる構成で、文書・写真や実物資料とパネルによる説明によって展開されている。

このような公害をめぐる展示について、平井京之介は「公害の歴史には競合する多様な見方が存在する」と述べ、「客観的なものにみえる「公害」展示でも、現在の問題意識と結びついた特定の見方や解釈に即してつくられている」として、先述した水俣市立水俣病資料館と民間団体である一般財団法人水俣病センター相思社水俣病歴史考証館の二つを事例に考察している。本稿は、こうした公害展示のあり方を追究するものではないのでこれ以上の言及は避けるが、公害をめぐる展示は戦争や災害等とならんで「困難な歴史」をどのように展示するかという文脈において重要なケーススタディーの一つなのである。

ところで、公害資料館における展示を地域社会という観点からみたときに注目すべきことは、展示の内容が公害のみにとどまっていないうことである。例えば、富山県立イタイイタイ病資料館の常設展示は「①神通川とともにあつた暮らしの原風景」「②イタイイタイ病の発生と被害の実態」「③原因究明、健康と暮らしを守る動き」「④流域住民の健康を守り、患者を救う」「⑤美しい水と大地を取り戻してきた環境被害対策」の五つのコーナーから構成

されるが、公害の歴史ということだけでいえば、②から始まって不思議ではない。しかし、当該展示は公害発生前史ともいべき①のコーナーを設け、神通川の水の恵みやそれを用いた人々の営みが紹介されている。これは、展示が公害のみをフォーカスするのではなく、公害が発生した神通川流域それ自体の歴史を紹介するものに他ならない。同様のことは、先述した水俣市立水俣病資料館や四日市公害と環境未来館の常設展示でもいえる。

こうした展示のあり方から指摘できることは、公害をそのことのみ限定せず、神通川流域や水俣、四日市といった地域の歴史のなかに位置づけて提示しているということである。いわば地域史として公害をみる視点は、例えば歴史研究者の小田康徳が「公害とは「中略」それが生じた地域そのものの歴史的状况を炙り出すものとして考えるべきであり、その解決に至る過程の研究はこれまたその地域の新しい歴史的な流れを形成しているのではないか」と論じることとも通底する。公害の歴史が地域の歴史と接合するとき、公害資料館もまた展示という機能を通して地域社会と接点を有することとなるのである。

(二) アーカイブズ機能

公害資料館におけるアーカイブズ機能を検討する前に、そもそもアーカイブズとは何か、本稿におけ

るアーカイブズの定義を明らかにしておきたい。国際アーカイブズ評議会による定義では、アーカイブズとは①個人、家族、組織などによって作成・収受された継続的価値を有する資料、②継続的価値を有する資料を保存・管理している施設、③またそうした資料とその管理に責任を有する機関ないしプログラムを指す言葉として定義されている。日本においては、主として公文書館がアーカイブズとして認識されており、そこに保存されている公文書や地域の古文書等もアーカイブズとなる。この場合、前者は②、後者は①の意味として用いられているといえる。

この定義に照らして考えれば、必ずしも公文書館でなくとも、個人や組織の作成・収受した継続的価値を有する資料を保存・管理している施設はアーカイブズとして位置づけられるわけであり、公害資料館をアーカイブズとして認めることも決して不可なことではない。というより、筆者は公害資料館をアーカイブズとして積極的に位置づけるべきであると考えている。なぜなら、公害にかかわる組織や個人の資料を所蔵する公害資料館は多く、さらにそうした資料を整理・保存したうえで、一般に閲覧公開しているところもある。こうした活動は先述したアーカイブズの②の定義に当てはまり、まぎれもなくアーカイブズとしての機能を果たしているものである。筆者が公害資料館をアーカイブズとして認識する所以はここにある。

そのうえで、公害資料館における個々のアーカイブズ機能については別稿で論じているので詳細はゆずることとし¹²⁾、ここでは地域社会とのかかわりという観点から、地方自治体ごとに設置されている公文書館と公害資料館との関係性について考察してみた。いうまでもなく公文書館は、親組織において保存期間が満了し非現用となった公文書（行政文書）を受け取り歴史的公文書として永久に保存するか、もしくは廃棄するかという評価選別を経たうえで、保存が決定した公文書をその後管理・公開する「組織アーカイブズ」の機能を有している。一方で、当該地域に残されてきた前近代・近現代を問わない歴史資料を、散逸や廃棄の危機から守る目的で寄贈や寄託といった形式で収集する「収集アーカイブズ」の機能もある。多くの公文書館における資料収集が、この「組織アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両輪によって構成されている。その点では、公文書ならびに地域の歴史資料を問わず、公害にかかわる資料であれば公文書館が収集する可能性は高く、公害資料館とどのように資料収集のすみ分けをすべきか難しい側面もあるだろう。

ただ、実態を見てみると、例えば公文書館についていえば、二〇二三年三月現在、すべての地方自治体に公文書館が設置されている状況にはなく、都道府県単位ですら公文書館が存在しない県もみられる。市町村に至ってはさらに設置状況は芳しくない。

い。したがって、公文書館設置自治体でなければ、そもそも先述の問題は生じないことになる。その場合、公害資料館が公害にかかわる資料を保存する担い手として、その役割を果たす必要がある。

では、同じ自治体内に公文書館と公害資料館の双方が存在する場合はどうなるのか。これはケースバイケースで対応すべきであり、画一的に両者のすみ分けを提示できるものではない。例えば、新潟県には県立の資料保存機関として新潟県立環境と人間のふれあい館―新潟水俣病資料館―（以下、ふれあい館）と新潟県立文書館（以下、文書館）の二館がある。ふれあい館の条例には「新潟水俣病に関する資料の収集、保管及び展示を行うこと」（第二条（一））とあり、文書館条例にも「新潟県の歴史に関する文書その他の資料（以下「文書等」という。）の収集及び管理を行う」（第一条）とある。いずれも、新潟水俣病か新潟県の歴史かという前提の違いはあるものの、資料の収集をおこなうという点では同様である。まして、新潟水俣病は新潟県の歴史に含まれる重要な事象の一つであろうから、この条例のみをみれば、文書館が新潟水俣病にかかわる資料収集をおこなうことが制限されるものではない。この点についてふれあい館に照会したところ、新潟水俣病にかかわる公文書は現在すべて現用公文書であることから、県庁本課で管理しているとのことであった。将来的にそれらの公文書がいずれで管理されるかは

不明であり、ふれあい館と文書館とのすみ分けも何も決まっていないというのが現状のようである。新潟水俣病に限らず、公害の場合、訴訟や補償問題が現在まで継続しているものもあり、そのために関係する公文書は永久保存、もしくは保存期間を延長して現用公文書として本庁担当部署が管理を続けている事例も多いものと思われる。いずれにしても、公文書館と公害資料館が並置されている場合には、各地域の個別事情等も勘案しつつ、ケースバイケースで対応されることになるだろう。

なお、筆者はこうした対応を決して否定的に評価するものではない。公文書館と公害資料館はそれぞれ役割・機能に則ってアーカイブズ機能を果たせばよいし、資料の点を含め様々な場面で両者が協働ないし相互補完すればよいのである。そしてこのことは、物理的な資料の保存スペースの確保や資料を取り扱う専門人材不足の問題を解決するための方法の一つとしても一考の余地があるかもしれない。

(三) 研修受け入れ⁽¹⁴⁾

公害資料館における研修の受け入れとして挙げられる点に、学校教育と企業研修にかかわる受け入れがある。本稿では地域社会とのかかわりという観点から、各地の公害資料館で数多く取り組まれている学校教育との連携を中心に論じていきたい。⁽¹⁵⁾

なぜ、公害資料館が学校教育と連携するのか。児

童・生徒や学生を受け入れる理由とその意義について、多くの事例のなから本稿では水俣市立水俣病資料館を取り上げて考察する。熊本県では「水俣に学ぶ肥後っ子教室」という事業がおこなわれている。⁽¹⁶⁾この事業は「環境立県くまもと」づくりの担い手である熊本の子供たちに、水俣病への正しい理解を図り、差別や偏見を許さない心情や態度を育むとともに、環境や環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成すること」を目的に実施されているものである。⁽¹⁷⁾環境問題への関心の記載もあるが、公害については水俣病への正しい理解を通して「差別や偏見を許さない心情や態度を育む」ことが重視されている。この事業では、熊本県内の小学校五年生が教室での事前学習の後、水俣病資料館を訪問のうえ展示見学や語り部の講話を通して水俣病にかんする情報を収集し、それをふまえて事後学習として学んだことを考察し発信・行動するという学習の流れが確立されている。

こうした流れのなかで水俣病資料館に期待されていることは何か。それは事前学習において生徒みずからが設定した課題、例えば「水俣病が発生した原因は何だろうか」「水俣病が発生したことで、水俣市や人々の生活にどのような影響が出てきたのだろうか」といった問いに対する回答を、資料館における展示見学や語り部の講話等を通して考えさせるこ

とにある。つまり、教員が教室という空間のなかで知識を教授する方法にとどまらず、展示見学や語り部の講話等の形態を通して、児童がみずから学び考えるという営為を身に付けるための素材を提供する場所として資料館が存在しているといえよう。

一方で、学校教育との関連では、水俣病資料館への受け入れにとどまらず、資料館の側も積極的に情報発信している点が注目される。資料館のホームページでは「こども向け学習資料」や「一般向け研究資料」といった水俣病の歴史や解説を中心としたPDFファイルが無償で配布されている。¹⁸⁾ こうした資料は、それこそ先述した児童・生徒受け入れの事前学習用資料として学校側が利用できるし、あるいは熊本県にとどまらず、公害を学習する全国の児童・生徒にも有用な資料であるといえる。

このような資料館における学校教育との連携は水俣の事例に限ったものではなく、全国の公害資料館において実践され、受け入れ対象の側も小学生から大学生まで幅広い。それは地元の児童・生徒や学生たちが当該地域で起こった公害に対する理解を深める際に、公害資料館の存在が有用であることの証左であるともいえるのではあるまいか。¹⁹⁾ その点で、研修受け入れという機能が地域社会における公害資料館の存在意義を高める結果をもたらすことにもなるのである。²⁰⁾

二、地域社会にとっての公害資料館

前章では公害資料館について展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れという三つの観点から紹介し、個々の機能が有する地域社会とのかかわりについて論じてきた。ただ、この三つの観点は重なり合う部分もあることから、本章では公害資料館が地域社会に有する意義や可能性をより包括的な観点からあらためて整理していきたい。

(一) 地域社会の記憶の継承

公害資料館における展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れという三つの機能すべてに共通する意義として、当該地域社会の記憶を次世代に継承する役割を果たしているという点がある。先述したように、公害の歴史のみにとどまらず地域社会の歴史のなかに公害を位置づけ、地域社会の記憶として伝えている展示機能はまさにその典型的な活動であるといえよう。

現在、多くの公害資料館でおこなわれている事業として、公害被害者やその家族、あるいは支援者等が語り部として児童・生徒や資料館来館者の前に立ち、公害の記憶を伝えるという取り組みがある。もとよりこのことの有する意義は否定されるものではないが、現在直面している問題として語り部の減少が挙げられる。戦後の多くの公害が一九六〇年代に

発生し、すでに六〇年以上が経過している。当事者の多くが不在となるなか、語りを通じた記憶の継承が難しくなりつつある。⁽²¹⁾ そうした状況のなかで浮上してくるのがアーカイブズすなわち資料の重要性である。

公害をめぐる資料は実に多様である。新聞・雑誌、日記や手記、手紙、写真・動画、生活物品等といった資料の形態をめぐる多様性ととも、行政機関、被害者、企業、研究者等、資料の作成主体の多様性もある。⁽²²⁾ したがって、公害にかかわる資料はおのずと膨大になる。こうした膨大な資料のすべてが公害資料館に所蔵されているわけではないが、語り部を含めた公害被害者等の当事者が減少していく状況をふまえるとき、今後は語りではなく文書等の記録された資料から当時の記憶をたどり、公害をめぐる様々な事象を復元していく時代に移行していくことは疑いない。そのためには、先述したように公文書館や博物館といった他の資料保存機関とも連携しながら、地域に残された資料を散逸・廃棄の危機から守り、適切に収集・保存していかなければならない。そうでなければ、もはや公害のみならず地域社会の記憶を知る術をわれわれは失ってしまうのである。

ところで、この論点は地域社会との関連から資料をめぐる研究を進めている奥村弘が提唱する「地域歴史遺産」の概念とも通底するかもしれない。⁽²³⁾ 奥村は「地域歴史遺産」について「地域社会の中で活用

し、次の世代へと引き継いでいく人々の姿が、素材である歴史資料と連関して捉えられ、地域社会の中で通念化していくもの」と定義している。そして、地域に残された歴史資料を「地域歴史遺産」として把握していくことの意味として、地域住民の視点からみたととき、「このような見方が広く住民に共有されていることは、地域が生み出してきた多様な歴史文化を地域の現在と未来を考える基礎に置く、そのような社会関係が、地域社会のなかに豊かに広がっているということの意味する」としている。⁽²⁴⁾ 地域社会のなかに存立する公害資料館が、公害にかかわる資料を収集・保存し、それらを展示や学校教育等で活用することで、資料を介した人々の間の回路が生まれ、その営為のなかで公害を手掛かりに地域の歴史を理解していくことにつながるといふ構図は、奥村のいう「地域歴史遺産」として公害にかかわる資料も位置付けられうることを意味するのではない。そして、そうした資料を収集・保存する公害資料館は「地域歴史遺産」を保全・活用する場としての役割を果たすことにもなるのである。⁽²⁵⁾

このように資料が公害を含む地域社会の記憶の継承に大きな役割を果たすことは広く認められるが、一方でこうした資料の収集・保存・活用をめぐる課題についても述べておく必要がある。その一つが「人」の問題である。公害資料館という「館」は存在するが、そこに資料を専門的に取り扱うことがで

きる「人」すなわち専門職員が存在しているかという点である。この点についてもすでに別稿で述べたので詳細は省くが、多くの公害資料館では専門職員が不足している現状がある。²⁶そのため、資料の整理や公開が進まないという事態が進行している事例も見受けられる。これでは、資料が継承されても活用できず、資料保存の意義が半減してしまう。学芸員やアーキビストといった歴史資料を取り扱うことができる専門職員が配置されることは急務の課題である。

ただ、こうした人の配置の問題は特に公立資料館の場合には予算をとまなうものでもあるので、そう簡単に解決できる問題ではない。また、公害資料館におけるアーカイブズ機能に特化するならば、その専門職員であるアーキビストの存在は不可欠だが、アーキビストはいまだ国家資格としては認定されてはおらず、人材が決定的に少ない。²⁷こうした状況をふまえるとき、専門職員の配置を希求し続けることは重要だが、一方で地域住民自身も公害にかかわる資料が地域の歴史と記憶を伝えるものとして認識し、その保存・継承への取り組みに関与していく必要があるだろう。資料の散逸や廃棄が当該地域の歩みを消失させてしまう可能性を理解すれば、地域住民もまた自立して資料保存の担い手たりうるのではないか。そのためには、資料の重要性を伝える取り組みを公害資料館の側が積極的に進めていく努力が

求められる。先述した公害資料館の主要な機能である展示や学校教育との連携のなかで多様な資料を活用することで、資料の価値を伝えることはその方法の一つである。また、それ以外にも、資料館が主催する講座や刊行物、ホームページといった広報普及活動によって、資料の存在を広く周知していくことも不可欠である。そのことは、資料の周知という次元を超えて、公害資料館の存在そのものを広く知らしめる効果を持つことも期待される。

以上のように、地域社会の記憶として公害をとらえその継承を志向するとき、公害にかかわる資料をめぐる課題は、すぐれて地域社会の課題と直結することとなるのである。

(二) 公害地域の再生への貢献

公害資料館をめぐる議論のなかで登場する言葉に「公害地域の再生」がある。この言葉について宮本憲一は次のように位置づけている。

公害対策は被害者救済で済むのではなく、地域の自然や社会を正常な状態に再生しなければ、その原因をなくすことはできない。したがって、環境を再生し、安全で被差別の民主主義が保障され、アメニティのあるまちづくりをしなれば公害対策は終わらないのである。²⁸

公害によって汚染された地域環境の「再生」は公害対策の俎上にのるものであり、これをどのように

進めていくかという点とともに、「社会を正常な状態」や「被差別の民主主義」という言葉にみられるように、公害によって時に対立や軋轢が生じた地域住民やコミュニティのつながりの「再生」という側面があることも看取できる。「公害地域の再生」は多義的な要素を含む言葉であるといえるが、いずれも地域社会の将来を射程に入れた議論としてとらえられるものである。

かかる公害地域の再生の取り組みはすでに各地で実践されている。例えば、神奈川県川崎市は戦後石油コンビナートとそれにもなう工場群の建設、さらにそこを行き交うトラックからの排気ガスの影響で深刻な大気汚染公害を引き起こした。これに対しコンビナート企業と国・道路公団を相手取った訴訟が提起され、いわゆる川崎公害裁判が第一次から第四次まで続いた。原告は一九九六年一月に加害企業と、ついで一九九九年五月には国とそれぞれ和解した。川崎公害病患者と家族の会の大場泉太郎は、この間の経緯のなかで第二、四次判決の意義を重視し、その後の運動の基礎になったものとして以下の五つの論点を挙げている。すなわち、①国と道路公団の責任を断罪、②川崎市、神奈川県に被告と同様の責任あり、③大気汚染が「現在進行形」である、④一二時間当たり一万台走行する道路は発生源、「差し止め」権利が原告にある↓「受忍限度」、⑤「公共性は、人の命である」——このなかの②について、

川崎市と神奈川県は被告としていなかったものの、判決のなかで国と道路公団と同等の責任があるとして共同不法行為で括られたことが大きな特徴であると大場は指摘している。²⁹⁾その後、同会と川崎市はまちづくりの検討会を組織し、連携したワークショップの開催等、公害被害からの克服という課題を根底に置きながら、川崎という地域の再生を「環境再生とまちづくり」という視点に立って様々な活動に取り組んでいる。³⁰⁾

川崎市では主として被害者の会と行政とが連携して活動が展開されているが、ここに公害資料館が関与する余地も十分にあるだろう。現在、川崎市には公害資料館は存在しないので、他地域の実践事例や公害資料館の機能等もふまえつつ、公害地域の再生に際して公害資料館がどのような役割を果たすことができるのかを考えてみたい。³¹⁾

地域再生の担い手として、当然に被害者やその家族を含む当該地域の住民が挙げられるが、一口に「住民」といってもその内実は一様ではない。公害が発生していた時期からその地域に居住していた住民と、公害を克服した後に転居してきた住民とは、公害に対する認識に相違があることは否めない。しかし、現在暮らしている地域の再生、もしくはまちづくりを進めるとき、両者はともに当事者である。そうであるならば、後者の住民には当該地域で起きた公害に対する理解を深めてもらうことが必

要になろう。その際、公害資料館でおこなわれている展示は、その理解を助けることにつながるものになるし、語り部による講話も同様の効果があるといえよう。

また、地域再生のためには、そもそも公害によって当該地域や住民にどの程度の被害が出たのか、環境にどれほどの影響をあたえたのか、といったデータも必要となろう。そうしたデータを基にしてこそ、よりの確な地域再生への取り組みができるからである。その点で、公害資料館が所蔵する資料は大いに役立つことになる。例えば、裁判資料やそこに添付された各種の調査データ、あるいは被害者団体によって編まれたニューズレターに掲載されている被害の実態等は、先述した当時の記憶を伝える役割のみならず、今後に向けた施策の基礎となる情報となり、かつ地域再生に向けた指針を策定する助けともなる。いわば、公害地域再生のためのシンクタンクとして、公害資料館がその役割を果たすこともできるといえるのではあるまいか。³²⁾

おわりに——「対話の場」としての公害資料館

本稿では地域社会における公害資料館の意義について検討してきた。まず、公害資料館とは何かという点から、公害資料館における展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れについて、それぞれの概要

とともに説明した。そのうえで、そうした機能が地域社会に果たす役割を、公害を含む地域社会の記憶継承と公害地域再生という二つの点から論じてきた。

「公害の全国化と日常化」³³⁾といわれるように、戦後日本各地で公害が発生し、多くの被害を生み、それへの対策と解決に向けた運動がなされてきた。それらはいずれも固有のものであり、一律に論じることとはできない。そうした個々の道程のうえに設立された公害資料館の形態や活動もまた多様である。したがって、本稿で指摘してきた内容はややもすると表層的なものとして批判を招くかもしれない。しかし、個々の公害資料館をより深く理解し、地域社会のなかに確立した存在として定置するためには、各地の公害資料館で取り組まれている活動から共通する機能や役割を抽出し、そこから構築できる公害資料館の包括的な枠組みを明示する作業が、かかる多様性を積極的に評価するためにも必要なことであると考えている。本稿はそれを地域社会という視角からおこなったものである。

最後に、本稿で指摘しえなかった一つの論点について指摘しておきたい。公害資料館ネットワークについて発信を続けている林美帆は、公害資料館における資料収集の観点から、「対話の場」としての公害資料館の役割を次のように言及している。

対話の場は展示作成でも、講演会でも、スタディツアーでも、教材作成でもいいだろう。し

かし、この対話を重ねなければ、資料は集まらず、公害の全体像の把握は難しい。資料の所蔵者だけでなく、公害に嫌悪感を持つ住民にも「公害の経験から学ぶ」ことが重要だと対話を続けなければならぬ。本来であれば、水俣で実施されてきたもやい直しはその対話の場にあたる。しかし、その対話と資料収集を連携させて、後世につないでいく努力は公害資料館の役割ではないだろうか。そのためには、その住民を否定してはいけない。これらのコーディネーターは非常にタフで我慢強くなければ達成が困難だ。この困難な役割を公害資料館が引き受けなければ、資料を得るためのスタートに立つことが難しい³⁴。

対話を通して「公害の経験から学ぶ」ことの重要性を「公害に嫌悪感を持つ住民にも」伝えることが公害資料館の役割であると林は述べる。ここで注目すべきは、多様な住民の存在を否定せず、それを前提として対話することを認識している点にある。この指摘は資料収集のみならず、公害の記憶継承や地域再生といったこともかかわることだろう。

同様に、「公害という「困難な過去」³⁵から「地域の価値」を構築することを提唱する除本理史も「対話が開かれることは分断の修復につながり、「地域の価値」に新たな内容を加えていく」として、次のように述べている。

地域における分断修復には、人びとが「困難な過去」に接し、従来の価値観を反省するという個人レベルの変容が不可欠である。しかしそれは、個々人が単独でなしうる事柄ではない。多視点性に基づく他者との開かれた対話を通じて、変容が促される。そして「困難な過去」が積極的な価値へと反転されることで、分断修復に向けた足がかりを得られるとともに、「地域の価値」が集合的に構築されていくのである³⁶。

除本は「地域の価値」を構築するなかでの対話として多視点性を重視している。この多視点性は、先述した林の認識とも通底するものといえよう。公害に対する一人ひとりの認識は多様である。それを前提としたうえで公害と向き合うことが、ここでいう「多視点性に基づく他者との開かれた対話」ということなのである。

そして、その「対話の場」を林は公害資料館に求めている。除本もまた、自身がかわっているみずしま財団の取り組みから、同財団が開設する公害資料館であるみずしま資料交流館の役割に期待している。「対話の場」というキーワードから、公害資料館をどのように位置づけるべきか。その際、展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れという公害資料館の諸機能はどのような役割を果たすことになるのか。地域社会とのかかわりをふまえて論じるべき重要な論点といわなければならないが、今後の課

題としておきたい。

註

- (1) 宮本憲一『戦後日本公害史論』岩波書店、二〇一四年、七一―六頁。
- (2) 例えば、原発事故にともなう周辺地域住民の強制避難は、まさに地域社会の喪失をともなうものともいえる。
- (3) こうした観点からの研究は膨大な数に上るが、近年の研究成果として、石田正也監修、除本理史・林美帆編著『地域の価値をつくる——倉敷・水島の公害から環境再生へ』（東信堂、二〇二二年）を挙げておく。
- (4) 公害資料館ネットワークについては林美帆による一連の論考を参照されたい。代表的なものに、林美帆「公害資料館ネットワークは何を目指しているか——多視点がひらく『学び』と協働」（清水万由子・林美帆・除本理史編『公害の経験を未来につなぐ——教育・フォーラム・アーカイブズを通じた公害資料館の挑戦』ナカニシヤ出版、二〇二三年）がある。
- (5) 公害資料館ネットワーク編『公害資料館ネットワークの協働ビジョン』二〇一六年、二頁。
- (6) なお、二〇二三年二月現在、同館ではバーチャルリアリティ技術により展示室をウェブサイト上から見学できるシステムを提供している。https://my.mateport.com/show/?m=kzjbpsymUz8 [最終閲覧日：二〇二三年二月七日]
- (7) 平井京之介「公害」をどう展示すべきか——水俣の対抗する二つのミュージアム」（竹沢尚一郎編著『ミュージアムと負の記憶——戦争・公害・疾病・災害…人類の負の記憶をどう展示するか』東信堂、二〇一五年）一四九頁。
- (8) こごごご「困難な歴史」ほか、Rose, J. (2016). *Interpreting Difficult Histories at Museums and Historic Sites*. Lanham: Rowman & Littlefield. 述べられる表現であり、Rose はこのなかで「困難な歴史」(Difficult Histories)を、奴隸制をはじめとしたさまざまな差別や戦争被害、疾病等の「抑圧と暴力とトラウマの歴史」として説明している。本稿もこの説明と同様の意味でこの言葉を用いている。
- (9) なお、四日市公害と環境未来館の展示は、同じ建物に入っている四日市市立博物館の常設展示と一体化されており、四日市の古代から近世までの歴史を市立博物館の展示で観覧したうえで、近代以降の公害を含む四日市の歴史を四日市公害と環境未来館の展示で学ぶ構成となっており、より長いスパンで四日市の歴史に触れることができる構成となっている（生川貴司「四日市公害と環境未来館について」『法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズニューズレター』第三号、二〇一八年参照）。
- (10) 小田康徳「私が取り組んできたこと」（同『歴史に灯りを——言ってきたこと、やってきたこと、できなかったこと』阿吶社、二〇一四年）三三六頁。
- (11) 国際アーカイブズ評議会ホームページ用語集を参照、http://www.cisra.org/mat/ [最終閲覧日：二〇二三年三月二〇日]
- (12) 拙稿「公害経験の継承と公害資料——アーカイブズとしての公害資料館」（前掲『公害の経験を未来につなぐ』）

- (13) 以上の内容はふれあい館職員の津野聡氏にご教示いただいた。突然のお願いにもかかわらず、津野氏には懇切にご対応いただいたいへんお世話になった。この場を借りて厚く御礼申し上げたい。
- (14) 先述した公害資料館の機能では「研修受け入れ（フィールドミュージアム）」としてまとめられているが、「研修受け入れ」と「フィールドミュージアム」は本来異なる取り組み・概念であり、それにかんするネットワークの整理が必ずしも明確ではないことから、両者を一括して取り扱うことはやめ、本稿では特に「研修受け入れ」の点を中心に論じることとした。
- (15) なお、公害資料館における学校教育との連携、すなわち地域の小・中学校や高校、大学を受け入れる様々な活動を「研修」と呼んでよいかどうかは難しいところだが、研修の意味に「学問や芸芸などを、みがきおさめること。（後略）」（小学館編・発行『日本国語大辞典』第五巻、二〇〇三年、五七頁）とあることからして、児童等の受け入れがこれにまったく当てはまらないこともないとも解されるので、ここでは研修受け入れの一事例として学校教育を取り上げることとした。
- (16) この事業については、「指導資料「水俣に学ぶ肥後っ子教室」」（熊本県教育委員会義務教育課、二〇二一年三月改訂）を参照した。<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/134541.pdf> [最終閲覧日：二〇二三年三月二〇日]
- (17) 同前、一頁。
- (18) <https://minamata19551.jp/list.html> [最終閲覧日：二〇二三年三月二〇日]
- (19) この点に関連して、神長唯は自身の大学教育における四日市公害と環境未来館の活用との観点から、公害資料館が地域の「学びの場」として存在し、大学の教室だけでは得られない経験を学生たちが得ることの意義を指摘している（神長唯「この地で起きた公害を次世代へつなぐ」、安藤聡彦・林美帆・丹野春香編著『公害スタディーズ——悶え、哀しみ、闘い、語りつぐ』ころから、二〇二一年）。
- (20) なお、本稿では企業研修の受け入れについては特に触れなかったが、例えば、イタイイタイ病の発生企業である三井金属鉱業の社員研修では、富山県立イタイイタイ病資料館を訪問しているという。こうした企業研修における公害資料館の役割とそれが果たす意義については別途検討することとしたい。
- (21) 語り部の減少という状況に対し、各地の公害資料館では様々な対応がとられていることも指摘しておきたい。例えば、水俣市立水俣病資料館では患者や患者家族が担ってきた「語り部」に加えて、患者の心情や自身の体験を話す「伝え手」を導入し、より幅広い枠組みとしての「かたりべ制度」を創設している。
- (22) 公害にかかわる資料の範囲と存在意義については、拙稿「公害資料の収集と解釈における論点」（『環境と公害』第五〇巻第三号、二〇二一年）で先行研究に依拠しつつまとめていっているので参照されたい。
- (23) 奥村弘「地域歴史遺産という可能性——豊かな地域歴史文化の形成のために」（神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『地域歴史遺産』の可能性』岩田書院、二〇一三年）。

- (24) 同前、一二―一三頁。
- (25) なお、奥村は地域に残された資料（「地域歴史資料」）を文字資料に限定してはならず、考古遺物や歴史的景観等も含めた幅広い概念として把握しており、この点は注意を要する。ただ、公害にかかわる資料はもとより文字資料に限定されるものではなく、先行研究でもそうした前提のもとで議論が展開されている（前掲拙稿「公害資料の収集と解釈をめぐる論点」参照）。
- (26) 前掲拙稿「公害資料の収集と解釈をめぐる論点」。なお、公害資料館における資料取り扱い専門職員の配置状況は、公害資料館ネットワークと法政大学大原社会問題研究所の共同調査アンケートによって明らかになったものだが、このアンケートの詳細な分析は小田康徳「歴史学の立場から見る公害資料館の意義と課題」（『大原社会問題研究所雑誌』第七〇九号、二〇一七年）でなされているので、参照されたい。
- (27) なお、国家資格ではないが、二〇二〇年度より国立公文書館による「認証アーキビスト制度」が開始された。この制度はアーキビストの将来的な国家資格化を射程に入れつつ、社会の各般にアーキビストを根付かせる意味で重要な意義がある。
- (28) 前掲宮本『戦後日本公害史論』六七九頁。
- (29) 「分科会15―2【地域づくり】公害地域再生のまちづくり戦略・患者会と自治体の効果的な連携を目指して」（公害資料館ネットワーク編・発行『第6回公害資料館連携フォーラム in 東京報告書』二〇一九年）
- (30) その一つの事例が自転車道路の改善で、川崎市役所前の歩道上の駐輪場を撤去し、歩道と自転車道の整備等を通して、自転車と歩行者が安心して通行できるようにした取り組みである。この根底には自転車の利用条件をよくすることで自動車を減らす⇨排気ガスの低減につながるという視座がある。市民、行政、患者会等と一緒に議論し、ワークショップを通して実現した事例である。その他の具体的な取り組みの内容や評価は、前掲「分科会15―2【地域づくり】公害地域再生のまちづくり戦略・患者会と自治体の効果的な連携を目指して」にまとめられているので参照されたい。
- (31) なお、公害資料館ではないが、川崎市には市の公害経験やその克服に向けた取り組みの歴史を展示・紹介している施設として、環境総合研究所アーカイブスペースやかわさきエコ暮らし未来館、王禅寺エコ暮らし環境館がある。
- (32) この点では、公害地域の再生をうたった団体のもとに設置された公害資料館に注目することで、公害資料館の役割をより具体的に検討できるものと考えられる。例えば、あおぞら財団（公害地域再生センター）付属西淀川・公害と環境資料館（エコミューズ）や、みずしま財団（公益財団法人水島地域環境再生財団）内に開設されたみずしま資料交流館（あさがおギャラリー）が挙げられる。この点は今後の課題としたい。
- (33) 前掲宮本『戦後日本公害史論』九二頁。
- (34) 林美帆「公害資料館ネットワークの意義と未来」（『大原社会問題研究所雑誌』第七〇九号、二〇一七年）一六頁。
- (35) ここでいう「困難な過去」は、註(8)で取り上げた「困難な歴史」と同じ意味のものとして用いられている。

(36) 除本理史「困難な過去」から「地域の価値」へ——水俣、倉敷・水島の事例から考える」(前掲『公害の経験を未来にひなぐ』)一三二～一四頁。

(37) 同前、三四～三五頁。

[付記] 本稿は令和元～三年度の日本大学商学部共同研究「地域社会と歴史遺産」の成果によるものである。

Abstract

This paper discusses the significance of KOU-GAI museums in communities. KOU-GAI museums are facilities or organizations that communicate the experience of pollution, and their main functions are to exhibit, archive, and accept trainees. First, I examine these functions with specific examples to clarify the role of KOU-GAI museums in communities. Then, from a more comprehensive perspective, I examine the significance of KOU-GAI museums in communities, and propose two issues: passing on the memory of communities and contributing to the revitalization of the polluted area.